

外国人教員の任用と大学国際化への課題

ソ 徐 ヨ ン 龍 ダ ル 達*

目 次

1. はじめに——日本の国公立大学教授たちの意識
2. 初期に採用された国公立大学の外国人教員
3. 外国人教員任用運動30年後の成果
4. 大学教員「任期」の現状と課題
5. むすび——外国人教員1万人で活力と国際化を
[資料] 国公立大学「外国人教員任用法」

1. はじめに——日本の国公立大学教授たちの意識

「日本の国公立大学には、外国人で正規の教授会メンバーとなっている助教授・教授は1人もいない。このことは、普遍的真理を追究し教育すると自称する大学としては、まことに不思議なことではあるまいか。」

この不思議な事態は、遠い昔の話ではなく、ほんの20年ほど前の日本の実態なのである。国公立大学のみならず、私立大学にも教授会の構成メンバーに外国人教員はほとんどいなかった。外国人教員の採用運動を始めて数年、「暗い、長いトンネルのなかで、とにかく出口に近づこうと必死にもがき続けて6年、やっと前方にほのかな明かりが感ぜられる地点にたどりついた」のが1978年なのである。「本書……が、まだ夜明けにもほど遠い、暗い日本の大学の隅々を照らす燈火の役割を果たしうるよう、ただひたすらに祈るばかりである。」¹⁾

このような筆者の願望は、後述のようにおよそ10年の歳月を経て達成され

* 本学名誉教授

キーワード：定住外国人，外国人教員任用法，大学の自治，アジア市民社会

ることになった。その現時点における成果をここで総括し、併せて今後の課題を共に考えようとしたのは、周知のように、2004年4月から国立大学の特殊法人化が始まり、国立大学教授たちの身分が国家公務員ではなくなるからである。

果たして、新しい特殊法人としての国立大学で外国人教授の任用が前進するのか、あるいは日本人の「心のカベ」に妨げられて後退するのか、筆者にとっては大きな関心事であることに変わりはない。

筆者が四十年前に桃山学院大学に就職したのは、国公立大学による就職差別のためでもあった。いまその差別をふりかえてみて、大変ありがたいことだと感謝している。というのは、差別克服のための市民運動で、多くの日本の^{せきがく}碩学と親しくなれたし、私の人生に大きな潤いをもたらしてくれたからである。しかしこのことは、差別を前向きに克服した筆者の場合であって、差別が人間を死に至らしめる場合もあるので、差別は撤廃すべきである。

特筆すべきことは、日高六郎、飯沼二郎両教授が代表となって、「定住外国人（permanent alien residents）の大学教員任用を促進する会」が1977年9月に発足し、私たちの運動を支援された意義はきわめて大きい。

筆者が大学の国際化にふれた最初は、1976年の年賀「国公立大学とアジア人教員」であった。すなわち、

「日本の国公立大学には、交換教授などを除いて、一般の専任教員としてのアジア人は一人もいないようです。と申しますと正確ではありませんが、国公立大学には現に文部技官としての他国籍のアジア人助手（国家公務員）がかなり採用され、奉職しております。

しかし、彼らはたとえ、どれほど有能であり、かつ大学にポジションがあっても、専任講師や助教授には昇任できないことになっております。これはどうやら、明治時代からのよからぬ伝統にもとづくもの（永井文部大臣談）のようです。

学問の世界に国境はないといわれる今日、日本がこれまでの欧米偏重の考え方から脱して、このアジアで真の善隣友好関係をうち立てる意味からも、

アジア人の国公立大学教授への道が開かれることを要望します。『在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会』（＝「大学教員懇」）は文部省、国立大学協会、および公立大学協会に要請し、さらには日本学術会議などにも働きかけることになりました。皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます」（1976年元旦）。

このような外国人教員任用運動とともに、私たちは日本学術会議の選挙権と被選挙権についても、同じく研究者としての市民的権利として獲得に乗り出したのである。1977年3月、日本学術会議会員の内田穰吉（第三部長）、狭間源三（第三部）、石本泰雄（第二部）、甲斐道太郎（同）教授の紹介をえて、「定住外国人科学者の処遇の改善（＝外国人科学者の市民権）に関する要望書」を当時の越智勇一会長に提出したのである²⁾。

こうして「大学教員懇」の代表として筆者らは、当時の永井道雄文部大臣ほか諸機関と交渉すること十年、1982年8月20日に国公立大学「外国人教員任用法」、正式には「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」（本稿末尾に資料として掲載）を獲得した。その間の詳細については、徐編著『21世紀韓朝鮮人の共生ビジョン』などを参照願いたい³⁾。

本稿においては、「外国人教員任用法」獲得当初の事情と採用の実態をふりかえり、その30年後、最新の外国人教員任用の実績を紹介するとともに、その重要課題と今後の展望を試みようとするものである。

2. 初期に採用された国公立大学の外国人教員

「外国人教員任用法」の獲得によって、一番最初に採用された人は京都大学文学部のコーニッキーさんで、彼は短い任期付きのため間もなく退職してイギリスに戻り、のちにケンブリッジ大学の教授になった。また、イギリス人のケネス・ラドルさんも国立民族学博物館に採用されたが、やがて国連の研究機関に転任された。

さらに、韓朝鮮人の国立大学の採用第1号は、1984年2月に発令された滋

賀医科大学の朴匂さんと大阪大学の金在萬さんであった。公立大学では、大阪市立大学教授の金泳鎬さん（前慶北大学教授）が85年4月に助教授の発令となっており、国立大学教授としては東京大学経済学部の安乗直さん（元ソウル大学教授）が86年3月発令で古い事例である。しかし、中国人の採用第1号は83年4月発令の周達生さんであり、韓朝鮮人の採用より早かった。周さんは国立民族学博物館の助教授に採用されて後に教授に昇任、定年退職されて名誉教授になられた⁴⁾。

「外国人教員任用法」の成立後の3年間に採用されて在職中だった教員の実態は、第1表および第2表を参照願いたい⁵⁾。なお、教授会の構成メンバーでない従来からの外国人教員はこれらの表には含まれていない。参考までに記すならば、「国家公務員法」第2条第7項の個人的基礎においてなされる1年間の「勤務の契約」による外国人教員制度（専任扱いの教師と非常勤扱いの講師）は、一般職、特別職のいずれにも属さない国家公務員であるが、そのまま存続することになった（従来から採用されている大阪外大や東京外大の外国人教員たちがその主なケースである）。

これらの外国人教師、外国人講師も、われわれの任用運動が開始された73年ごろから83年までの10年間に、外国人教師が150人から311人へと倍増し、外国人講師も307人から432人へと大巾増員となった⁶⁾。これらの教員からも、「外国人教員任用法」にもとづく助教授以上への任用が可能であることはいうまでもない。実際、そのような朗報がある反面、1年契約を奇貨として、外国人専任教師4人を突如として契約更新をせず解雇し、裁判沙汰になった筑波大学の悲しい事例もある⁷⁾。また同じく筑波大学で、外国人教師だった姜東鎮教授は、「外国人教員任用法」による正式の教授に任用するという管理職の約束を反故にされて裁判沙汰になったが、その判決を待たずに逝去するという悲劇もまた記憶に新しい。同様な勤務契約の解除では、和歌山大学のジェラード教授事件⁸⁾があり、最近では熊本県立大学で「専任教員」(full time faculty member) 契約のワージントン教授ら4人が解雇されて提訴、筆者も証人に立った⁹⁾。

ともあれ、「外国人教員任用法」の施行以来、外国人任用は一步前進した。公大協基本問題委員会「外国人教員問題について」¹⁰⁾や日本学術会議の見解では、旧法令のもとにおいても外国人教員を採用することができたとし、またわれわれもその見地に立つものではあったが、具体的に大学人の体質が開放的にならないかぎり、自発的な任用は望むべくもなく、法律の力、国家権力によって開かさざるをえなかった歴史は、日本の「大学の自治」の限界そのものを物語る。と同時に、国大協が再三にわたるわれわれ定住外国人の主張を前向きに取りあげなかったことは、大学の国際化はいうに及ばず、真の大学の自治にとって、一つの大痛恨事であったといえよう。その悪い体質を今日まで引きずり、特殊法人化を余儀なくさせたといえよう。

ここで当時の資料として第1表・国立大学外国人教員任用一覧をみることにしよう。86年3月1日現在の現職32人が紹介されているが、すでに任期切れなどによって退職した者を含めれば、それまで約40名が任用されたことになる。国籍別にみれば、アメリカ14人、韓朝鮮6人、西ドイツ4人、イギリスと中国各2人、カナダ、イラン、チェコ、インド各1人となっていた。アメリカ国籍14人には、日系5人が含まれており、カナダ国籍の日系人を加えると、日系人は6人だった。国際化の初期ではやむをえない現象だが、長期的には日系人の比率が少なくなることが望ましい。

また、第1表でゴチク体で示された東京大学と九州大学の任用事例3件は、任期なしで日本人教員と全く平等に任用された模範的な事例である。

次に、公立大学における外国人教員任用状況については第2表を参考に供したい。公立大学の任用状況については文部省でも集約しておらず、筆者が1986年5月に任意に調査したものであるため、若干の調査洩れについては、むしろ読者からのご教示を願いたいところである。

第2表で注目すべきことは、ゴチク体で示された任期なしの4人の事例についてである。これらは、「外国人教員任用法」の施行以前の任用2人と、同法施行後であっても同法によらないで大学が独自に任用した1人、および任用法による任用1人の計4件である。一般に任用法による任用事例が、大

第1表 国立大学等外国人教員任用一覧（専任講師以上）

(文部省調べ、1986年3月1日現在)

番号	機関名	氏名 (年令)	国籍	職名	発令日	任期
1	北海道大	ハセガワ ツヨシ HASEGAWA TSUYOSHI (44)	アメリカ	教授 (スラブ研)	83. 9. 1	3年
2	豊橋技大	ヨツクラ ノブヒロ YOTSUKURA NOBUHIRO (61)	アメリカ	教授 (工学部)	85. 2. 18	3年
3	京都大	ホール ジョージ ガーフィールド (60) HALL GEORGE GARFIELD	イギリス	教授 (工学部)	83. 10. 1	3年
4	東京大	チエン ポール ヘンチツオ (41) CH EN PAUL HENG-CHAO	アメリカ	教授 (法学部)	85. 4. 10	無
5	京都大	スギウラ マサヒサ (60) SUGIURA MASAHISA	アメリカ	教授 (理学部)	85. 9. 1	3年
6	愛媛大	バラード ウィリアム ルイス (49) BALLARD WILLIAM LEWIS	アメリカ	教授 (法学学部)	85. 9. 4	3年
7	弘前大	カーペンター ビクター リー (36) CARPENTER VICTOR LEE	アメリカ	助教授 (教養部)	84. 4. 1	3年
8	筑波大	李 相 茂 (46)	韓国	助教授 (物理学系)	84. 4. 1	5年
9	筑波大	朴 聖 雨 (51)	韓国	助教授 (教育学系)	84. 10. 1	5年
10	東京大	ゲラー ロバート ジェームス (33) GELLER ROBERT JAMES	アメリカ	助教授 (理学部)	84. 8. 16	無
11	東京外大	ゴードン ジョン ベーカー (44) GORDON JAN BAKAER	アメリカ	助教授 (外国語学部)	84. 4. 1	3年
12	東京外大	ゴールドバーグ ハワード エス (44) GOLDBERG HOWARD S	アメリカ	助教授 (外国語学部)	84. 5. 1	3年
13	大阪大	金 在 萬 (46)	朝鮮	助教授 (細工学センター)	84. 2. 16	3年
14	九州大	ミヒェル ヴォルフガング (39) MICHEL WOLFGANG	西ドイツ	助教授 (教養部)	84. 3. 16	無
15	高エネ研	オオスカ トキオ ケネス (40) OSKSA TOKIO KENNETH	カナダ	助教授 (物理研究系)	84. 1. 16	5年
16	民族学博	周 達 生 (54)	中国	助教授 (第一研究部)	83. 4. 1	8年
17	民族学博	ラドル ケネス リチャード (41) RIDDLE KENNETH RICHARD	イギリス	助教授 (第一研究部)	83. 4. 1	8年
18	千葉大	ナギザデ モハマド (45) NAGHIZADEH MOHAMMAD	イラン	助教授 (法経学部)	85. 4. 1	3年
19	神戸大	マルチュケ ハンス ベーター (34) MARUTSCHKE HANS PETER	西ドイツ	助教授 (法学部)	85. 4. 1	3年
20	放送セ	ティール ニコラス ジョン (41) TEELE NICHOLAS JOHN	アメリカ	助教授 (第七研究開発室)	85. 4. 25	5年
21	京都大	ホリオカ チャールズ ユウジ (29) HORIOKA CHARLES YUJI	アメリカ	助教授 (経済学部)	85. 8. 1	3年
22	横浜国大	モリヤマ アラン タケオ (37) MORIYAMA ALAN TAKEO	アメリカ	助教授 (経済学部)	85. 8. 1	3年
23	一橋大	イルメラ ヒジヤ キルシュネライト (37) I. HIJ IYA-KIRSCHNEREIT	西ドイツ	助教授 (社会学部)	85. 10. 16	3年
24	東京大	フリードマン ブルヘル (37) FRIEDMANN BRÜHL	西ドイツ	講師 (生産研)	85. 7. 1	1年
25	豊橋技大	ミラン シャトラ (41) MILAN SATRA	チェコ	講師 (工学部)	85. 9. 8 (86. 3. 31まで)	7月
26	滋賀医大	朴 均 (38)	朝鮮	講師 (医学部附属病院)	84. 2. 1	3年
27	愛媛大	呉 聡 栄 (39)	中国	講師 (医学部附属病院)	84. 1. 1	3年
28	豊橋技大	朴 康 司 (38)	朝鮮	講師 (工学部)	85. 10. 1	3年
29	筑波大	ジェームス ワーラス ヒギンズ (58) JAMES WALLACE HIGGINS	アメリカ	講師 (電子・情報工学系)	85. 12. 16	5年
30	東北大	スミス リチャード リー (29) SMITH RICHARD LEE	アメリカ	講師 (工学部)	85. 9. 1	2年
31	香川大	ラナダ ラグナット (29) RANADA R RAGHUNATH	インド	講師 (経済学部)	85. 10. 1	3年
32	東京大	安 秉 直 (50)	韓国	教授 (経済学部)	86. 3. 1	1年

外国人教員の任用と大学国際化への課題

第2表 公立大学外国人教員任用一覧表（専任講師以上）

（徐調べ, 1986年5月1日現在）

番号	機関名	氏名	国籍	職名	専攻・担当	任期	発令日・その他
1	大阪市立大	金 泳 鎬	韓国	助教授	経済開発論	3年	85.4.1発令, 経済研究所
2	大阪市立大	張 寛 正	中国	講師	耳鼻咽喉科学	無	83.4.1発令, 医学部
3	大阪女子大	ヒリングズリー フィリップ	イギリス	講師	英語	3年	85.4.1発令, 文学部
4	北九州大	王 徳 新	中国	教授	中国語	無	67年4月助教授, 74年4月教授
5	九州歯科大	陳 昭 栄	中国	講師	歯科放射線学	ビザ期間	79年7月発令
6	都立商科短大	ワダ ジェイムズ イクオ	アメリカ	助教授	英語	無	73年5月講師, 76年4月助教授
7	神戸商科大	リーダー イアン ジョン	イギリス	助教授	英語	無	86年4月1日 発令

学人の閉鎖的な法令解釈によって任期をつけているのに対し、同法によらない任用事例では、むしろ外国人研究者と大学の自治にとって、いかに望ましいあり方であるかがわかる。任用法に左右される大学人にありがちな「心のかべ」の撤去が望まれる。

このような任用はいうまでもなく、韓朝鮮人らの市民運動に負うところが大きい。1979年のわたしの【新春所感・国公立大学教授の体質】では、世界人権宣言30周年の78年12月10日に東京（家の光会館）で、「定住外国人の国公立大学教員任用問題」のシンポジウムを主催し、外国人教員の採用を阻害してきた教授たちの体質改善を訴えたと記している。当時のシンポジウムを推進した発起人は飯沼二郎、幼方直吉、大田克、関寛治、沼田稲次郎、旗田巍、日高六郎、森川晃卿、徐龍達らであった。

その新春所感にいわく、「現行法令のもとでは（外国人を）任用できないとする人事院見解¹¹⁾と、それを鵜呑みにしてきた大多数の大学教授の体質が、定住外国人研究者の人権をひどく浸蝕してきたといえましょう。真の国際交流、国際人教育には、教授たちのこのような体質についての現状の認識と改善が必要であると痛感する昨今であります」（1979年元旦）¹²⁾。

定住外国人の公務就任権を制約してきた「当然の法理」（人事院見解）は、その後の市民運動の発展に即応して生まれた地方自治体における新しい法解

積によって、ほぼ破綻することになったといえよう。たとえば、1996年の「川崎方式」(川崎市人事委員会の決定)によれば、消防職を除外した全職種を外国人に開放し(全職種の80%)、判例もまた「川崎方式」を承認している¹³⁾からである。

他方、国公立大学教授に外国人が任用されなかったのは、大学人が法律以上に強制力を発揮した「当然の法理」に蹂躪され大学が「公権力の行使」や「国家意思の形成」に参画する機関だとされたからであった¹⁴⁾。大学自治の根幹をなす人事が、法律以外の見解によって左右されてきた点において、それは日本の「法治主義」に問題があるとともに、日本人の論理性に弱点があるといえないだろうか。

3. 外国人教員任用運動30年後の成果

外国人教員任用運動を始めてから31年、1982年に「外国人教員任用法」の獲得以来20年が経過した。その採用実績をここに紹介しておきたい。

毎年、文部科学省と公立大学協会から、わたしたちの運動の成果である外国人教員任用の実態報告がある。その最新の2002年度集計を紹介してご参考に供したい(第3表と第4表を参照)。

まず、国立大学の外国人教員総数は693人で、うち教授129、助教授446、講師118であった。国籍別にみれば、①中国・台湾239人、②韓朝鮮135人、③アメリカ107人、④イギリス35人、⑤ドイツ31人が大勢を占めている。これに助手499人(うち韓朝鮮人107)を加えた1192人が国家公務員(一般職)として任用されている。

つぎに、国公立大学外国人教員の任用を職位別にみれば、教授職には①アメリカ55人、②韓朝鮮41人、③中国・台湾37人、④イギリス12人、⑤ロシア10人である。また、助教授職には①中国・台湾280人、②韓朝鮮89人、③アメリカ78人、④ドイツ30人、⑤イギリス28人となっている。したがって近い将来、教授職のトップに中国・台湾人があがることは必定である。

さらに、2002年度分の国立大学外国人教員集計には、女性の任用が初め

外国人教員の任用と大学国際化への課題

て大学別に明示された。外国人教員693人のうち、女性は59大学等に125人(18.0%)が任用されている。大学別では①筑波大で6人、②神戸大、新潟大、愛媛大で各5人、⑤東京大、信州大、大阪外大、山口大に各4人となっ

第3表 国立大学等外国人教員国籍別現員表)

(2002年7月1日現在、文部科学省調べから作成)

国名	教授	助教授	講師	計	国名	教授	助教授	講師	計
アイスランド	0	1	0	1	タイ	2	2	0	4
アイルランド	0	0	1	1	台湾(中華民国)	1	5	4	10
アメリカ合衆国	38	53	16	107	中華人民共和国	21	179	29	229
アルジェリア	0	0	1	1	チリ	1	0	0	1
アルゼンチン	0	0	1	1	チュニジア	0	1	0	1
イタリア	1	0	1	2	ドイツ	4	25	2	31
イラン	1	1	0	2	ナイジェリア	0	1	0	1
インド	5	2	3	10	ニューージーランド	0	3	3	6
インドネシア	0	1	0	1	ネパール	0	1	0	1
ヴェトナム	1	0	1	2	ノルウェー	0	1	0	1
ウズベキスタン	1	1	0	2	バングラディシュ	0	1	0	1
英国	9	23	3	35	フィリピン	0	4	0	4
エジプト	0	1	1	2	フィンランド	0	1	0	1
エストニア	0	1	0	1	ブラジル	0	1	2	3
オーストリア	2	0	0	2	フランス	1	10	2	13
オーストラリア	5	9	1	15	ブルガリア	1	2	1	4
オランダ	1	3	1	5	ベルギー	0	1	1	2
ガーナ	0	1	0	1	ベルギー	0	1	0	1
韓朝鮮	26	75	34	135	ポーランド	0	1	0	1
カナダ	0	11	5	16	ポルトガル	0	1	1	2
ガンビア	0	1	0	1	マレーシア	0	2	1	3
コンゴ	1	0	0	1	ミャンマー	0	0	1	1
ケニア	0	1	0	1	モロッコ	0	1	0	1
シンガポール	0	1	0	1	ユーゴスラビア	1	0	0	1
スペイン	0	0	1	1	リトアニア	1	0	0	1
スリランカ	1	4	0	5	ルーマニア	0	1	0	1
スロバキア	0	1	0	1	ロシア	4	10	1	15
計						129	446	118	693

第4表 国立大学等外国人教員機関別現員表

(2002年7月1日現在, 文部科学省調べ)

機関名	教	授	助教授	講	師	計(無/女)	機関名	教	授	助教授	講	師	計(無/女)
北海道大学	6		11		1	18(16/1)	三重大学	3		2		3	8(0/1)
北海道教育大学	0		1		0	1(0/0)	滋賀大学	0		2		0	2(0/0)
室蘭工業大学	0		1		0	1(1/1)	滋賀医科大学	0		1		1	2(2/1)
小樽商科大学	3		2		0	5(5/0)	京都大学	4		14		2	20(16/2)
帯広畜産大学	0		3		0	3(0/0)	京都工芸繊維大学	2		3		1	6(1/1)
北見工業大学	0		1		0	1(0/0)	大阪大学	5		8		4	17(16/2)
弘前大学	5		3		1	9(9/2)	大阪外国語大学	0		3		3	6(0/4)
岩手大学	0		3		2	5(0/1)	大阪教育大学	0		2		0	2(2/1)
東北大学	4		27		12	43(11/2)	神戸大学	5		14		4	23(17/5)
宮城教育大学	0		0		1	1(0/0)	神戸商船大学	0		1		0	1(0/0)
秋田大学	0		2		0	2(0/0)	和歌山大学	0		5		0	5(0/2)
山形大学	0		3		4	7(7/2)	鳥取大学	0		1		1	2(0/0)
福島大学	0		2		0	2(2/1)	島根大学	0		3		2	5(1/1)
茨城大学	3		9		0	12(11/3)	岡山大学	3		6		3	12(3/3)
筑波大学	5		17		16	38(28/6)	広島大学	3		17		3	23(6/3)
宇都宮大学	0		3		0	3(0/2)	山口大学	5		13		0	18(12/4)
群馬大学	0		1		1	2(0/0)	徳島大学	1		0		0	1(0/0)
埼玉大学	2		4		0	6(3/1)	鳴門教育大学	0		1		0	1(0/1)
千葉大学	3		9		1	13(9/0)	香川大学	2		8		1	11(4/1)
東京大学	13		32		4	49(35/4)	香川医科大学	0		1		0	1(1/0)
東京医科歯科大学	0		1		0	1(0/1)	愛媛大学	6		7		3	16(0/5)
東京外国語大学	5		3		1	9(0/1)	高知大学	3		2		1	6(0/2)
東京学芸大学	1		2		0	3(0/2)	高知医科大学	0		0		2	2(0/1)
東京農工大学	1		0		0	1(0/0)	福岡教育大学	0		1		0	1(0/0)
東京芸術大学	0		1		0	1(0/0)	九州大学	5		27		0	32(1/3)
東京工業大学	1		7		2	10(6/2)	九州芸術工科大学	0		0		1	1(0/0)
東京水産大学	0		3		0	3(0/0)	九州工業大学	0		5		1	6(0/1)
お茶の水女子大学	0		2		1	3(3/2)	佐賀大学	2		9		1	12(6/2)
電気通信大学	2		1		0	3(1/0)	長崎大学	2		6		4	12(0/3)
一橋大学	3		4		0	7(2/2)	熊本大学	0		3		1	4(1/3)
横浜国立大学	1		7		2	10(5/1)	大分大学	1		0		1	2(0/0)
新潟大学	0		12		0	12(0/5)	宮崎大学	0		2		1	3(1/1)
長岡技術科学大学	0		5		0	5(3/0)	鹿児島大学	1		10		3	14(0/3)
上越教育大学	0		1		0	1(0/1)	琉球大学	1		6		2	9(0/1)
富山大学	2		3		0	5(4/2)	政策研究大学院大学	1		0		0	1(0/0)
金沢大学	1		9		6	16(10/3)	北陸先端科学技術大学院大学	3		1		0	4(0/0)
福井大学	0		6		0	6(0/2)	筑波技術短大	0		2		0	2(2/0)
福井医科大学	0		1		0	1(1/0)	高岡短大	0		3		0	3(3/0)
山梨大学	0		3		0	3(0/1)	国際日本文化センター	1		3		0	4(1/1)
山梨医科大学	0		0		1	1(1/0)	核融合科学研究所	1		0		0	1(0/0)
信州大学	2		5		1	8(0/4)	岡崎国立共同研究機構	0		1		0	1(0/0)
岐阜大学	1		7		1	9(0/1)	高エネルギー加速器研究機構	0		4		0	4(4/0)
静岡大学	3		5		2	10(9/3)	国立情報学研究所	0		5		0	5(5/2)
名古屋大学	1		8		6	15(6/3)	国立民族学博物館	0		2		0	2(0/1)
愛知教育大学	0		5		0	5(2/0)	メディア教育開発センター	1		1		0	2(1/2)
名古屋工業大学	0		3		2	5(0/0)							
豊橋技術科学大学	0		3		1	4(0/0)							
							合計	129		446		118	693 (296/125)

*合計欄の()内は無任期教員の内数/女性教員の内数である。(徐)

ており、今のところ採用の数は少なくとも、今後の任用増が期待される。

他方、公立大学では、264人の外国人が地方公務員になっており、国籍別では①中国・台湾70人、②アメリカ56人、③韓朝鮮43人、④イギリス15人、⑤ロシア13人であった（第5表を参照）。このうち日本人と平等な無任期採用が174人で65.9%、前年比2.5%の改善がみられた。この点については、国立大学の体質よりも開放的で平等であると認められよう。これに対して国立大学では、無任期採用296人、42.7%で前年比6.8%の改善がみられたが、教育研究上、不安定な任期付が半数以上の397人も占めていることは大きな問題である。公立大学の機関別任用実績は、①会津大学37人、②北九州大学19人、③岩手県立大学13人、④大阪市立大学と秋田県立大学が12人の順になっている（第6表を参照）。

総合して中国・台湾人、韓朝鮮人などのアジア人教員が増加していることは、善隣友好上好ましいことであるが、国立大学が自主的に任期をなくして外国人研究者を平等に処遇するよう強く要請したい。

4. 大学教員「任期」の現状と課題

国立大学法人化が成立して、国立大学は2004年から国の一機関ではなく、教職員も公務員でなくなる。72年から定住外国人の国公立大学教員任用運動を進めてきた当事者として、「国籍のカベ」が取り払われて外国人の採用が増える可能性が高まることは歓迎したい。しかし、もう一つの差別的な「心のカベ」がなくなる保証はどこにもない。それは日本人の心のあり方、国際性いかんによるからだ。

ここでとりわけ大きな問題になっている「任期」についてふれておきたい。

外国人教員に対する不公平な「任期」行政は、いずれ日本人の身の上にもふりかかる火の粉の前例になることは、かねてより筆者が警告していたとおりに推移した。自民党文教族の動向を早くも察知した定住外国人側は、外国人教員に対する任期反対に関して共闘態勢を願っていたが、日本人の大勢はほとんど無関心で実現しなかった。

第5表 公立大学の外国人教員国籍別任用状況
(2001年5月1日現在、公大協調べ)

国籍・地域	教授	助教授	講師	助手	計	2002年計**
アメリカ合衆国	17	25	19		61	58
カナダ	4	2	1		7	8
イギリス	3	5	2		10	13
オーストラリア連邦	3	2	1		6	7
ニュージーランド		1	3		4	3
ウクライナ共和国			1		1	1
韓 朝 鮮*	15	14	8	6	43	46
中 国 ・ 台 湾	15	34	19	3	71	70
マレーシア	2				2	2
イ ラ ク	1				1	0
イ ン ド		3	1		4	4
ネ パ ー ル	1		1		2	2
ドイツ連邦共和国	2	5	2		9	11
ペ ル ー		1			1	1
ロシア共和国	6	4	1		11	13
スリランカ		1			1	1
スロバキア			1		1	1
フランス共和国	1	3	1		5	5
オーストリア	1	3			4	3
チェコ共和国	1				1	2
グレートブリテン及び 北アイルランド連合王国	3				3	2
ポ ー ラ ン ド				1	1	1
ベ ル ギ ー		1			1	1
ミ ャ ン マ ー		1			1	1
モ ン ゴ ル	1				1	1
ブラジル連邦共和国		1			1	0
フィンランド共和国	1				1	1
ス ペ イ ン		1			1	1
アゼルバイジャン		1			1	1
スロヴェニア		1			1	1
その他3カ国						3
計31カ国	77	109	61	10	257	264

* 韓朝鮮の数値は南北の両国を合算したものである。

** 表の末尾に最新の2002年数値を加入した。(徐)

外国人教員の任用と大学国際化への課題

第6表 公立大学の外国人教員機関別任用状況

(2002年5月1日現在, 公大協調べ)

大学名	教授	助教授	講師	助手	計
札幌医科大学	4		1		5
青森保健大学	3(2)		3(1)		6(3)
青森公立大学	1(1)	2(2)	5(5)		8(8)
岩手県立大学	4(4)	7(7)	2(2)		13(13)
宮城学院大学	2				2
秋田県立大学	3	8(1)	1		12(1)
会津大学	9(7)	13(8)	15(8)		37(23)
茨城医療大学	1(1)		1(1)		2(2)
前橋工科大学	1(1)	1(1)			2(2)
東京都立大学	4(3)	6(5)	1		11(8)
横浜市立大学	2(2)	7(7)		1(1)	10(10)
富山県立大学		1(1)			1(1)
福井県立大学	5(5)	2(2)	2(2)		9(9)
福都留文科大学		1(1)			1(1)
長野看護大学	1				1
情科芸院大学		3(3)			3(3)
静岡県立大学		2(2)	2(2)	2(2)	6(6)
愛知県立大学		4(4)		1(1)	5(5)
滋賀県立大学	2(2)	1(1)	2(2)		5(5)
京都芸芸大学	1(1)	2(2)			3(3)
大阪府立大学	1	2	2		5
大阪女学院大学	1		1		2
大阪看護大学	1		1		2
大阪市立大学	3(2)	6(4)	3		12(6)
神戸商科大学	1(1)	1(1)		1(1)	3(3)
姫路工科大学		3(3)		1(1)	4(4)
神戸市外科大学	1(1)	8(8)			9(9)
奈良医科大学				4(4)	4(4)
島根県立大学	2	4	2		8
岡山県立大学		2(2)			2(2)
広島女学院大学	1	3			4
広島県立大学		2	1		3
広島保健福祉大学		1			1
広島市立大学	5(5)	2(2)	1(1)		8(8)
山口県立大学	3(3)	3(3)	1(1)		7(7)
下関市立大学		1(1)			1(1)
高知女学院大学	1(1)	1			2(1)
福岡女学院大学		1(1)			1(1)
福岡県立大学		1	1(1)		2(1)
北九州立大学	3(3)	12(7)	4		19(10)
大分看護科大学	1		1		2
長崎県立大学	1(1)				1(1)
シーボルト大学	5(5)				5(5)
熊本県立大学		4	3		7
宮崎看護大学		1(1)			1(1)
宮崎公立大学	2(2)	1(1)	1(1)		4(4)
沖縄県立大学	3(3)				3(3)
計	78(56)	119(81)	57(27)	10(10)	264(174)

* 公大協資料より作成。()内は無任期教員の内数である。(徐)

こうして1997年6月、日本人教員全体に対する「大学教員任期法」（正式には「大学の教員等の任期に関する法律」）が成立、公布されたのである。日本人教授たちは、総じて任期反対の論調にあったが、辛うじて同法の任期制が、大学側の選択に委ねることになったので、一応、愁眉を開くことになったようである。国会の衆参両院における「附帯決議」に、「任期制の導入によって、学問の自由及び大学の自治の尊重を担保している教員の身分保障の精神が損なわれることがないように十分配慮するとともに、いやしくも大学に対して、任期制の導入を当該大学の教育研究支援の条件とする等の誘導の干渉は一切行わないこと」が明示されたのである。しかし、外堀はすでに埋められ、じわじわと大学当局をして任期制を実効あらしめるにちがいない。国公立大学の場合には、とりわけ「財政誘導」という手段で攻略されることが多くなるだろう。

この「選択的任期制」は、1996年10月に出された大学審議会答申「大学教員の任期制について——大学における教育研究の活性化のために」によって具体化されたものである¹⁵⁾。はたして任期制によって教育研究の活性化がはかれるのかどうか、それ以前に活性化とは何を意味するのか、また大学教員の流動性とは何か、など論究すべき課題は多い。いまここでこれらを論じるゆとりはないが、少なくとも、日本人の任期制と外国人の任期制の異同性とか、なぜ外国人のみに先行して任期制を導入したのかなどの疑問は多い。

筆者はとりあえず、グローバル時代といわれる今日、学術の国際交流のみならず、民際外交にも大きな役割を果たしている外国人教員の実情を日本人がしっかり把握したうえで、「外国人教員にのみ任期を強要する国立大学の任期規則を、東大の規則を範として改正し、日本人と同じ土俵に戻して任期問題を再検討するなどの公平な措置を訴えた」のである¹⁶⁾。けだし、外国人にのみ任期をつけて当然だとする国立大学等の差別的体質は、先進国の大学にあるまじき、救いがたいものといわざるをえないからである。

5. むすび——外国人教員1万人で活力と国際化へ

外国人教員任用運動を始めて31年、「外国人教員任用法」を獲得して20年の節目にあたるのが2002年であった。国立大学の外国人教員集計によれば、助手を含めて1,192人が採用されている。これを地域別にみれば、アジア系が全体の59%を占め、欧米系の37%をしをいっているのは、経済活動のみならず学術交流も「アジアの時代」に突入したとの感が深い¹⁷⁾。

一方、公立大学の最新資料によれば、264人の外国人教員が任用されており、国公立大学合計では、1,456人にのぼる。助手の集計洩れを考慮すれば、約1,500人が任用されているとみてよいだろう。このような動向が、各地方自治体の外国人公務員採用に波及した影響も見逃せない。これまで外国人は公務員になれないという「当然の法理」は、ほぼ破綻したといえるようだ。

「外国人教員任用法」は、国籍のいかんを問わず優れた人材を教授などに任用することを認めた法律だったが、その大きな問題点の一つは、大学側による任期つき採用にあった。公立大学での34%に対し、国立大学では57%が任期付で問題が残る。もともと「外国人教員任用法」では任期を強制してはおらず、問題は日本人教授の「心のカベ」にある。国公立大学が自主的に決定した外国人だけの差別的な任期規定を撤廃し、日本人と平等な土俵で新たに任期問題を考え直すべきである。任期規定の模範は東京大学にある。その条文の第2条には外国人を、「任期を定めなくて任用することができる」とうたっており、これまでも無任期の外国人教授が比較的多く実現しているからである¹⁸⁾。

ここで国立大学法人の発足にあたり、将来の展望をともに考えてみたい。もとより大学の経営は、各大学の特色ある教育、良質の教職員と、学生に魅力的な研究教育の多様性、経営戦略が必要であろう。そのための高い識見と将来を見通す先見性を備えた経営者学長が望まれる。国公立大学のみならず、私立大学も競争の渦の中にあり、国家財政からの資金だけでなく、地方自治体や民間企業からの資金を確保する戦略が展開されることになろう。

大学の改革にも、経営の手腕を十分に発揮できるプロが歓迎される時代がきたといえる。

いま、わたしの脳にひらめくのは、日産自動車を再建したカルロス・ゴーン社長の手腕である。国公私立大学も「ゴーン学長」並みの外国人を迎えて活性化すべきではないか。ひと昔前の学閥、純血主義や国籍にこだわってでは、経営と人事の総責任者としての学長はつとまらない。そのうえ、有能な「外国人教員一万人採用」¹⁹⁾の私の構想は、大学の活性化はもとより、日本人の国際感覚を高め、日本の真の国際化を推進し、飛躍させるだろう。

私が96年にウィーン大学客員教授だったころ、オーストリアの正教授の25%、客員教授の54%が外国人だったことに驚いた。国籍を超越した発想で、人口800万人余りの小さな国が、18人ものノーベル賞受賞者を出した秘訣がそこにあると思った。

いまひとつ。世界人口の半分を占める女性の採用を増やすことである。とりあえず、各大学教員の30%採用を目標としてはどうか。前述のように、珍しく文科省の最新資料では、国立大学の外国人女性教員の任用状況を初めて公表した。専任教員は125人で、任用全体の18%になっている。筑波大が6人で最も多く、神戸大、新潟大、愛媛大が各5人、あと東京大、大阪外大、山口大、信州大と続いており、今後も採用増が望ましい。有能な女性経営者が出現して、大学改革をなし遂げる日も、そう遠くはないだろう。

終りに、阪神タイガースが首位を独走し、セリーグで優勝した。不振のどん底にあった球団が、星野監督のリーダーシップもさることながら、定住外国人や一般外国人選手の移入人事を敢行して優勝に導いた。その経営陣も評価したい。大学にも行動力があり、先見性もある「ゴーン学長」を移入すれば、異質な発想のもとに独創性が発揮され、特色ある大学として飛躍的に発展するだろう。日本人はもはや国籍にこだわる時代がすぎたことを認識すべき時である。

注

- 1) 日高六郎・徐龍達編『大学の国際化と外国人教員』, 第三文明社1980年, まえがきとあとがき。
- 2) 日高六郎・徐龍達編, 前掲書, 291~293頁に要望書掲載。
- 3) ①徐龍達「国公立大学外国人教員任用の現状と展望」, 徐龍達編著『21世紀韓朝鮮人の共生ビジョン——中央アジア・ロシア・日本の韓朝鮮人問題——』(檀菴・徐龍達先生古稀記念論集), 日本評論社2003年, 283~307頁。
②徐龍達「外国人教員任用運動からみた共生社会への展望」, 徐龍達・遠山淳・橋内武編著『多文化共生社会への展望』, 日本評論社2000年, 220~245頁。
③徐龍達「外国人教員任用に関する運動日誌」, 徐編『ロシアの韓朝鮮人問題と日本』, 国際在日韓国朝鮮人研究会2003年11月, 87~95頁。日高・徐編, 前掲書, 330~347頁より転載。
- 4) 周達生「在日中国人からの一言」, 徐編『ロシアの韓朝鮮人問題と日本』, 前掲書, 80頁を参照。ここで周氏は, 「外国人教員任用法」が在日韓朝鮮人の長年にわたる努力の結晶であると述懐している。
- 5) 徐龍達「大学の国際化と『外国人教員任用法』」, 『大学研究ノート』(広島大学大学教育研究センター発行)第67号, 1986年8月, 87~95頁参照(85年度センター研究員集会における徐の報告論文)。
- 6) 徐龍達「外国人教員任用法の機能と課題」, 『桃山学院大学経済経営論集』第26巻第2号, 1984年10月, 61~64頁。
- 7) 沢田マルガレーテ「退歩した国際性——筑波大学の場合」, 『中央公論』1985年8月号, 100~107頁。
- 8) 田中宏「大学は国際化の扉を開きうるか」, 日高・徐編, 前掲書, 73頁以下を参照。
- 9) 『朝日新聞』熊本版「徐教授招きシンポ」, 『熊本日々新聞』「外国人教員待遇改善を」, いずれも1998年12月13日付, および, 熊本県立大学外国人教員を守る会『大学の開国を問う』(パンフレット), 北九州ユニオン, 1998年12月を参照。
- 10) 公立大学協会基本問題委員会「外国人教員問題について」1979年5月, 日高・徐, 前掲書, 308~311頁を参照。
- 11) 1953年6月29日付の人事院事務総長の(法律でない)見解をさす。「公務員に関する当然の法理として, 公権力の行使または国家意思の形成への参画にた

- ずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とするとの解釈が行われている。」(人事院任用局監修、『任免関係法令集』1978年版, 241頁。)
- 12) 徐龍達「大学教授の体質改善」『奈良新聞』2003年4月16日付文化欄を参照。
- 13) 岡崎勝彦「地方参政権の本質と被選挙権——住民自治に即して」、徐龍達編『定住外国人の被選挙権への展望』「国際韓朝研」2001年5月, 18頁。
同稿「定住外国人と地方被選挙権保障の法理」『法律時報』第73巻第10号, 2001年9月, 85~86頁。
- 14) 徐龍達「定住外国人の参政権と『アジア市民』社会——「国民」と「住民」の正しい解釈を求めて」, 『法律時報』第73巻第10号, 2001年9月, 78~79頁。
同上の加筆論稿が, 徐編著『21世紀韓朝鮮人の共生ビジョン』日本評論社2003年, 137~152頁に掲載された。
- 15) 1996年10月29日付「朝日」「毎日」「日経」などの各紙は, 任期制度運用の生命ともいえる業績評価の難しさ, 身分保障対策, 教育・研究の活性化方策などの問題点を論評している。また, 国立大法人化の決定後は, 政府による大学予算削減, 大学の統廃合, 産学共同事業, 大学運営の合理化などが大きな課題になっている。
Cf. SUH Yong-Dal, Equal footing needed for foreign teachers, ASAHI EVENING NEWS, OPINION, April 2, 1998.
- 16) 徐龍達「外国人教員の任期撤廃求む」『毎日新聞』1999年5月17日付「オピニオン・ワイド」欄。
SUH Yong-Dal, Universities should welcome foreigners, MAINICHI DAILY NEWS, OPINION, May 22, 1999.
- 17) 徐龍達「国立大学にゴーン学長を——外国人教員1万人で活力と国際化」, 『朝日新聞』2003年8月29日付(夕刊)文化欄。
- 18) 徐龍達「外国人教員と日本人教員の任期問題について」『関西教授会連合』No. 97・98 合併号, 国庫助成に関する私大教授会連絡協議会, 1999年2月刊を参照。
- 19) 徐龍達『「留学生10万人計画」への提言——変えられるか 日本人の文化的性格』『毎日新聞』1986年12月19日付(夕刊)文化欄。

[資料] 「外国人教員任用法」

○国立又は公立の大学における外国人
教員の任用等に関する特別措置法

(昭和三十七・九・一
法五七・九・一)

施行 昭和三十七・九・一(附則)
改正 平成二法二九 平成三法三三 平成四法三七 平成
一法五五・法六〇・法二六六

(目的)

第一条 この法律は、国立又は公立の大学等において外国人教
授等に任用することができることとするものにより、本学等に
おける学務及び研究の進展を図るとともに、学術の国際化の
推進を図ることを目的とする。

(外国人の国立又は公立の大学の教授等への任用等)

第二条 ① 国立又は公立の大学においては、外国人(日本の国籍
を有しない者をいう。以下同じ)を教授、助教又は講師(以
下「教員」という。)に任用することができる。

② 前項の規定により任用される教員は、外国人であること理
由として、教授会その他学部の運営に関する合議制の機関の
構成となり、その議決に参加することを許されるものとはな
ない。

③ 第三項の規定により任用される教員の任期については、教育
公務員特別法(昭和三十四年法律第二号)第二条第四項に規定
する評議会(評議会を置かない大学においては、教授会の議
決に基づき学長と定める)による。

(外国人の大学共同利用機関等の職員への任用等)
第三条 ① 国立学校設置法(昭和三十四年法律第五十号)第三
条の二、第三條の五及び第三條の六に規定する機関においては、
外国人(国立の大学の教員に相当するもの)の機関の職員又は
当該機関の運営に関する重要事項について、当該機関の定に助
言し、若しくはその諮問に応ずる職員に任用することができる。

② 前条第三項の規定は、前項の規定により任用される職員につ
いて準用する。この場合において、同条第三項中「教育公務員
特別法(昭和三十四年法律第一号)第三條第四項に規定する評
議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議決に基づ
き学長」とあるのは、「文部科学省令で定めるところにより任命
権定」と読み替えるものとする。

(外国人の独立行政法人大学入試センターの職員への任用等)

第四条 ① 前条第一項の規定は、独立行政法人大学入試センター
について準用する。

② 前二条第三項の規定は、前項において準用する前条第三項の
規定により任用される職員について準用する。この場合におい
て、第三条第三項中「教育公務員特別法(昭和三十四年法律第
一号)第二条第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学
においては、教授会の議決に基づき学長」とあるのは、「独立

行政法人大学入試センターの理事長と読み替えるものとする。
(備考規定)

第五条 第二條第四項及び第三條第四項(前条第一項において準
用する場合を含む)の規定は、国立の大学、第三條第一項に規
定する機関及び独立行政法人大学(以下「センター」といふ)の國家公
務員法(昭和三十二年法律百二十号)第二條第七項に規定す
る勤務の契約に限り、教育又は研究に専ら従事する外国人に適用する
ことを妨げるものではない。

附 属 及 び 関 係 法 令 + + +

▽ 国立又は公立の大学における外国人
教員の任用等に関する特別措置法(昭和三十七・九・一
法五七・九・一施行)

▽ 法第三条第二項の規定に基づく大
学共同利用機関において任用され
る外国人の国立大学の教員に相
当する職員等の期に関する指令

▽ 国立又は公立の大学における外国人
教員の任用等に関する特別措置
法第三条第二項の規定に基づく大
学師範・学位授与機関において任
用される外国人の国立大学の教
員に相当する職員等の任期に関す
る指令

▽ 国立又は公立の大学における外国人
教員の任用等に関する特別措置
法第三条第二項の規定に基づく国
立学校勤務センターにおいて任用
される外国人の国立大学の教員
に相当する職員等の任期に関す
る指令

▽ 国立又は公立の大学における外国人
教員の任用等に関する特別措置
法第三条第二項の規定に基づく国
立学校勤務センターにおいて任用
される外国人の国立大学の教員
に相当する職員等の任期に関す
る指令

▽ 国立又は公立の大学における外国人
教員の任用等に関する特別措置
法第三条第二項の規定に基づく国
立学校勤務センターにおいて任用
される外国人の国立大学の教員
に相当する職員等の任期に関す
る指令

Appointing Able Foreign Nationals for Universities of Japan Towards Worldwide Communications

SUH Yong-Dal

I have been for 61 years in Osaka, Japan, but I have no citizenship as a taxpayer. We could not apply for recruitment of national and public university after the 2nd World War till 1982, without any legal grounds. After becoming the first formal lecturer of 4th year university in 1963, I organized a civic movement group in October 1972, and struggled against the Japanese Government for a long ten years.

The Law Concerning the Appointment of Foreign Nationals as Faculty Members at National and Public Universities, in short, Foreign Nationals Lecturer Appointment Law, was established in August 20, 1982. The path of employment was cultivated for foreign nationals, Mr. P. F. Kornicki, U. K. nationals 34 years old, was adopted for the first case at Kyoto University as a two years term staff. After one year, he returned to U. K., because he was not guaranteed renewal of this assistant professorship.

According to the latest statistics compiled by the Ministry of Education and Science in Japan, 693 foreign lecturers were employed full time at 92 national institutions. The top five employers are Tokyo Univ. with 49 lecturers, Tohoku Univ. with 43, Tsukuba Univ. with 38, Kyushu Univ. with 32, Hiroshima Univ. and Kobe Univ. the same with 23.

By nationality, faculty members from China and Taiwan topped the list 239, followed by 135 Koreans and 107 Americans. The same members from U. K. 35, and Germany 31, Canada 16, Australia and Russia 15 followed them.

It was regrettable that the advisory council failed to pay serious attention to the circumstances of foreign lecturers who were playing an important role not only in international exchanges in the academic field, but in public diplomacy over all. It was also sad that the council made no attempt to solicit the faculty

member's view when it deliberated on the term system.

The exclusive or discriminative problem with the employment of foreign faculty members is that many universities force them to accept terms—a practice that has not been applied to their Japanese colleagues. This is evidence of the Japanese exclusive nature and racism. In Japan, there are no laws which ban racism or infringement on the human rights of foreigners. Can we call this an internationalized country?

At present, 57.3 percent, 397 foreign lecturers at national universities work under limited contracts of three years or so, which makes it difficult for them to establish a stable environment for research and education.

The best three schools with no term limits, in spite of discriminative circumstances, commendable when the general trend is moving in the other direction, are Tokyo University with 35 such faculty members, Tsukuba University with 28, and Kobe University with 17. The steps taken by the three schools are all aimed at furthering their internationalization in the 21st century.

We, the “permanent alien residents” (Teiju Gaikokujin), think, the barrier is not a legal one, the problem is exclusive, islander mentality, common to the Prime Minister and Governor of Tokyo. Japanese academics are too narrow minded except for a conscientious few.

The purpose of the Foreign Nationals Lecturers Appointment Law 1982 was to internationalize Japanese universities, to promote international exchange at the academic level, and to protect the human rights of permanent alien residents researchworkers in Japan.

I dare to ask all Japanese universities to emulate Tokyo, Tsukuba and Kobe University where foreign lecturers can be appointed for no-term contracts. Japanese academics should first revise their internal regulations to abolish the existing terms of foreign lecturer to put them on the same footing as their Japanese colleagues.

Next, the universities should solicit views from those who have worked for terms and see that such views will prove useful in the debate on whether or not to introduce a term system.

Japan's prospects as an advanced nation in the 21st century depends upon how well it can rise above the barriers of distorted nationalism to welcome foreigners into its midst. Universities must do the same in order to become

truly autonomous and internationally competitive in the pursuit of knowledge. The changes I suggest will no doubt contribute to the internationalization of Japan and the efforts to work out a national vision for the 21st century, not to mention the revitalization of Japanese universities.

Suh Yong-dal is a Professor Emeritus at St. Andrew's University (Momoyama Gakuin) & Chief Director of the Korean Scholarship Association in Japan.